

# 福岡県公報

令和七年十一月十八日  
第六百四十七号  
増刊 ①

九年三月厚生労働省告示第百十七号)」に改め、同条第二項の表五の項中「(昭和二十二年法律第百六十四号)第三十三条の十各号」を「第三十三条の十第一項各号(幼稚園型認定こども園にあっては、学校教育法第二十八条第二項において準用する就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第二十七条の二第一項各号)」に改める。

## 附則

この規則は、公布の日から施行する。

## 規則(第四十七号・第四十八号)

○福岡県認定こども園の認定要件に関する条例施行規則の一部を改正する規則  
(子育て支援課)……………

○福岡県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

(中小企業振興課)……………

## 福岡県規則第四十八号

福岡県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

福岡県中小企業高度化資金貸付規則(昭和四十八年福岡県規則第三十五号)の一部を次のように改正する。

附則第三項中「〇・八〇パーセント」を「一・〇〇パーセント」に改める。

別表第二の一の項から四の項までの規定中「〇・八〇パーセント」を「一・〇〇パーセント」に改め、同表備考第九号中「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律」を「物資の流通の効率化に関する法律」に、「第五条第二項」を「第七条第二項」に改める。

## 附則

この規則は、公布の日から施行する。

則

## 福岡県規則第四十七号

福岡県認定こども園の認定要件に関する条例施行規則の一部を改正する規則

、ここに公布する。  
令和七年十一月十八日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県認定こども園の認定要件に関する条例施行規則の一部を改正する規則

、ここに公布する。

福岡県認定こども園の認定要件に関する条例施行規則(平成十八年福岡県規則第七十七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「三条第三項」を「第三条第三項」に改める。

福岡県認定こども園の認定要件に関する条例施行規則(平成十八年福岡県規則第七十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「保育士」の下に「(児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第十八条の二十九に規定する地域限定保育士を含む。以下同じ。)」を加える。

第五条第一項中「(平成二十年三月厚生労働省告示第百四十一号)」を「(平成二十

## 選挙管理委員会

### 福岡県選挙管理委員会告示第九十九号

福岡県選挙管理委員会規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年十一月十八日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克巳

福岡県選挙管理委員会規程の一部を改正する告示  
福岡県選挙管理委員会規程（昭和二十二年十二月二十七日選挙管理委員会規程第九号  
）の一部を次のように改正する。

第一条に次のただし書を加える。

ただし、住所の全部の告示に支障があると認めるときは、当該住所の一部の告示を  
もつて当該住所の全部の告示に代えることができる。

第四条に次のただし書を加える。

ただし、住所の全部の告示に支障があると認めるときは、当該住所の一部の告示を  
もつて当該住所の全部の告示に代えることができる。

#### 附 則

この告示は、公布の日から施行する。